

## 【別紙 1】

### テレビを活用した青森型マイクロツーリズム推進業務仕様書（案）

#### 1 委託業務名

テレビを活用した青森型マイクロツーリズム推進業務

#### 2 委託業務の目的

本県では、県民による県内観光や近隣道県からの域内観光の推進という「青森型マイクロツーリズム」により生まれた、地域の魅力の再発見や地域の魅力を活かした県内旅行需要という成果を活かし、県内周遊旅行の定着を図るため、本県の地域の魅力を再発見しながら旅行したい、県内を深く知りながら旅したい層（県民やリピーター）をターゲットに、県内への誘客につながるプロモーションを実施するものである。

#### 3 委託契約期間

契約締結の日から令和 6 年 3 月 19 日（火）まで

#### 4 委託業務内容

##### （1）テレビを活用したプロモーション

- ① 本業務のターゲット層に訴求力のある、県内旅行をプロモーションするテレビ番組を制作・放送すること。
- ② 青森県・岩手県・秋田県で放映されるテレビ番組とすること。なお、必ずしも本業務用に新たな番組を制作する必要はなく、既に放映されている番組の 1 コーナーを利用することも可とするが、本業務の目的がしっかりと明確に伝わる番組構成とすること。
- ③ 本県を訪れたことのある観光客の関心を惹く、新鮮味のあるものとなるよう内容を考慮すること。
- ④ 以下の内容を含む番組を企画・制作し、放送すること（具体的な番組内容は、発注者と協議の上で決定する）。

##### 【青森県内番組】

- ・本県町村部にスポットをあて、可能な限り 30 町村を万遍なく取り上げること。
- ・青森県町村会がマイクロツーリズム推進のために実施するキャンペーン（8 月中旬～10 月実施予定）の周知にもつながるものとする。ただし、本キャンペーンをメインテーマとする必要はない。

##### 【岩手県及び秋田県番組】

- ・30 町村を万遍なく取り上げる必要はなく、本県の主要観光地を組み合わせた番組構成とすること。
- ・むつ湾フェリーをはじめとする、県内交通機関を利用した旅の行程が一体となった内容とすること。

## ア 青森県内テレビ番組での番組制作及び放送

| 項目    | 内容   |
|-------|--|
| 放送日時等 | ・放送局＝〇〇〇〇<br>・放送日時＝令和5年〇月～〇月までの間<br>・放送回数＝合計〇回<br>・放送分数（合計）＝〇分以上<br>※契約締結時には企画提案された取組内容を踏まえ記載。 |
| 放送内容  | ※契約締結時には企画提案された取組内容を踏まえ記載。   |

## イ 岩手県及び秋田県内テレビ番組での番組制作及び放送

| 項目    | 内容   |
|-------|--|
| 放送日時等 | ①岩手県内<br>・放送局＝〇〇〇〇<br>・放送日時＝令和5年〇月～〇月までの間<br>・放送回数＝合計〇回<br>・放送分数（合計）＝〇分以上<br>②秋田県内<br>・放送局＝〇〇〇〇<br>・放送日時＝令和5年〇月～〇月までの間<br>・放送回数＝合計〇回<br>・放送分数（合計）＝〇分以上<br>※契約締結時には企画提案された取組内容を踏まえ記載。 |
| 放送内容  | ※契約締結時には企画提案された取組内容を踏まえ記載。   |

### (2) 上記以外でのプロモーション【任意提案項目】

(1) 以外でのプロモーション施策等を実施すること。

※契約締結時には企画提案された取組内容を踏まえ記載。

### (3) 報告書の作成

- ① 上記(1)で放送した番組を収録したDVD-Rを提出すること。
- ② 上記(2)で実施したプロモーション内容の分かるものを提出すること。
- ③ 上記(1)～(2)の実施結果概要をまとめた報告書を作成の上、発注者に対して提出すること。

## 5. その他留意事項

- (1) 業務の実施にあたっては、青森県観光国際戦略局誘客交流課と十分な連絡調整を図りながら行うものとする。
- (2) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議の上、発注者の指示に従って業務を行うこと。